

- ◆ 県民の負担軽減や利便性の更なる向上、行政サービスの効率的・効果的な提供を図る観点から、行政手続や県内部の手続における『押印・書面・対面規制』の見直しに積極的に取り組み、行政手続等のオンライン化を推進する

[行政手続等…県民や企業等から県へ提出される申請等の手続及び県内部の手続]

見直し方針【概要】《R3.2.8策定》

● 行政手続等のオンライン化の実現に向け、手続ごとに必要性を検証のうえ

【見直しイメージ】

① 押印の原則廃止

② 書面の原則廃止、添付書類の廃止・簡略化

③ 対面(申請者等が直接窓口等を訪問し行う手続)の原則廃止



押印・書面の廃止



電子申請へ移行

県条例・規則等に基づく行政手続		件数(知事部局)	対応方針・スケジュール
1	県民等に 押印 を求めている手続	2,836 件	◇ 押印の原則廃止 ⇒令和3年度内(令和4年3月末まで)を目途に完了
2	県民等に 書面 を求めている手続	3,012 件	◇ オンライン手続への移行(書面・対面を見直して電子申請システム等の活用を可能に) ⇒「山形県行財政改革推進プラン2021(案)」期間内に完了(令和3～6年度) ※可能なものから順次実施
3	県民等に 対面 を求めている手続	145 件	

※ 上記手続以外の国の法令等に基づく手続のうち、①県の裁量で見直し可 ⇒上記対応に同じ、②県の裁量で見直し不可 ⇒政府の方針等を踏まえ対応
※ 県の内部手続 ⇒ 上記対応に同じ(但し、内部決裁及び県から県民等へ発出する文書を除く)

当面のスケジュール

● 当面のスケジュールは以下のとおり

R3.2月8日	「見直し方針」の決定(山形県行財政改革推進本部会議)
〃	「見直し方針」を踏まえた対応検討依頼【総務部⇒各部局】
R3.3月	検討結果の集約【各部局⇒総務部】
R3.4月～	検討結果を踏まえ、見直しへ着手【各部局】

先行見直しの実施《R3.1月～》

- 県民等からの手続件数が多く、利便性向上の効果が高いと考えられるものについては、**先行して見直しを実施(5件)**
※対象となる手続は関係部局と調整のうえ総務部で選定

・ 条例又は規則の改正が必要な手続については、総務部で一括提案・改正予定
・ 要綱、要領等に基づく手続については、「見直し方針」を踏まえ、各所属の判断でR3.2月以降順次見直しに着手